

日本での選挙にはさまざまな方法があります。特に国会議員を選出する方法としては、選挙区と比例代表の二つがあります。

選挙の原則としては、

- ①普通選挙
- ②平等選挙
- ③自由選挙
- ④秘密選挙

の四原則があること



は、3年生の生徒なら学習することと思います。

また、選挙を保障するための制度として、

- ①期日前投票
- ②洋上投票
- ③郵便投票
- ④在外投票

の四つがあります。④は、平成10年5月6日、在外選挙の実施のための「公職選挙法の一部を改正する法律」が公布され、これによって平成12年(2000年5月以降の国政選挙)から、海外に在住している有権者も海外で投票ができるようになりました。

**在外投票(選挙)**：外国に住んでいても、あなたの1票が国政に生かされる投票ができることが在外投票です。

**登録資格**：満20歳以上の日本国民で、外国の居住地を管轄する在外公館の区域内に引き続き3か月以上居住している人です。

**登録申請の流れ**：登録申請の流れは、下記の図のようになります。

**在外投票の対象となる選挙**：衆議院と参議院の比例代表選挙、衆議院小選挙区・参議院選挙区の選挙となります。

**投票の方法**：

①**在外公館投票**：在外選挙人名簿に登録されている有権者で、投票記載所を設置している在外公館(大使館や総領事館)で、「在外選挙人証」と「旅券」を提示し投票します。投票期間は、「選挙期日が公示又は告示された日」の翌日から在外公館ごとに定める締切日」までの間です。

②**郵便投票**：在外選挙人名簿に登録されている有権者は、郵便による投票もできます。

ア. あらかじめ登録先の市区町村選挙管理委員会に投票用紙と投票用封筒を請求し、交付を受ける。

イ. 日本国内の選挙期日の投票終了時刻までに、登録市区町村選挙管理委員会に到着するように、記載した投票用紙を郵送する。

③**日本国内における投票**：選挙のときに一時帰国した場合、また、帰国後国内選挙人名簿に登録されるまでは、在外選挙人証を提示のうえ、国内投票方法を利用し投票することになります。

- ・選挙当日の投票
- ・期日前投票
- ・不在者投票

